

宿泊施設テレワーク利用促進事業の受付期間を延長します

～「新しい日常」におけるテレワークの利用等を支援～

東京都では、宿泊施設の新たなビジネス展開や「新しい日常」における事業者の働き方改革を促進することを目的とした宿泊施設のテレワーク利用を推進しています。このたび、交付申請の受付期間を延長することになりましたので、お知らせします。

事業の概要

(1) テレワーク利用促進事業(事業者対象)

- ①補助対象者 都内事業者
- ②補助対象 WEB 会議、WEB 面接等をはじめ、テレワークでの都内宿泊施設の借上げに要する経費
※宿泊を伴わない1日1室当たり5,000円以下のデユースプランの利用に限ります。
- ③補助対象期間 交付決定日から令和3年12月31日まで
- ④補助額 1日1室当たり3,000円、1か月当たり100万円を各上限とし、利用期間は最大3か月
※申請事業者は1日1室当たり最低1,000円を自己負担していただきます。
- ⑤申請受付期間 令和3年10月13日(水)から令和3年11月30日(火)まで【必着】

(2) テレワーク環境整備支援事業(宿泊施設対象)

- ①補助対象者 “Hotel Work Tokyo”に登録し、デユースプランを公開している都内宿泊施設
※“Hotel Work Tokyo”について(<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyu/hotelwork/>)
- ②補助対象 テレワーク利用に対応するために行う施設整備に要する経費

| 科目 | 内容説明 | 例 |
|------|--|--------------------|
| 消耗品費 | 物品購入費等 ※単価 1,000円以上 10万円未満に限る | オフィスデスク、チェア、プリンター等 |
| 委託費 | システム機器や物品等の設置・設定費 等 システム機器等の保守委託等の業務委託料 等 システム導入時運用サポート費 等 | VPNルーター保守管理費用 等 |
| 賃借料 | システム機器の借上費等 | VPNルーターレンタル料等 |

- ③補助対象期間 交付決定日から令和3年12月31日まで
- ④補助額 50万円(1施設上限)または対象経費4/5のいずれか低い額
- ⑤申請受付期間 令和3年10月13日(水)から令和3年11月30日(火)まで【必着】

【申請方法及び申請先】

必要書類をご準備の上、郵送または持参により下記にご提出ください。

(提出先) (1) 東京都 産業労働局 観光部 受入環境課 経営支援担当 宛

(2) 東京都 産業労働局 観光部 受入環境課 受入環境調整担当 宛

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎 19階

詳細について

※産業労働局観光部 HP の募集要領、申請様式等をご覧ください。

(1) 利用促進 <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyu/telework/index.html>

(2) 環境整備 <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyu/telework/r3-3/>



【問い合わせ先】 (1) 東京都 産業労働局 観光部 受入環境課 経営支援担当 電話 03-5320-5984
(2) 東京都 産業労働局 観光部 受入環境課 受入環境調整担当 電話 03-5320-4881